経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成２６年経済産業省令第１号）第７条第１項

の規定による証明に関する申請書

平成 年 月 日

江田島市長 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住 所

電話番号

 名 称

 申請者氏名 印

（代表者名）

産業競争力強化法第１１４条第２項に規定する認定創業支援事業計画に記載された同法第２条第２５項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１ 支援を受けた認定特定創業支援事業の内容及び期間

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 創業支援事業者 | 内容 | 期間 |
| 経営 |  | □集合研修□個別支援 | 平成 年 月 日　～平成 年 月 日( 日間) |
| 財務 |  | □集合研修□個別支援 | 平成 年 月 日　～平成 年 月 日( 日間) |
| 人材育成 |  | □集合研修□個別支援 | 平成 年 月 日　～平成 年 月 日( 日間) |
| 販路開拓 |  | □集合研修□個別支援 | 平成 年 月 日　～平成 年 月 日( 日間) |

２　設立する会社の商号（屋号）・本店所在地

 ・商号（屋号）

 ・本店所在地

３　設立する会社の資本額　 万円（会社の場合）

４　事業の業種及び内容

５　事業の開始時期 平成 年 月 日

※ ２～５は、認定特定創業支援を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。既に事業を開始している場合は、その内容について記載してください。

江産企第 号

平成 年 月 日

申請者が、上記の認定特定創業支援事業による支援を受けたことを証明する。

江田島市長 印

【特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項】

有効期限　平成 年 月 日

【特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項】

１　証明書の交付対象者について

特定創業支援事業により支援を受けた次の①又は②に該当する方を、証明書の交付対象とします。

なお、本市が交付する証明書をもって、２に示す各種支援制度を受けることができます。

①　創業を行おうとする方⇒　事業を営んでいない個人

②　創業後５年未満の方⇒　事業を開始した日以後５年を経過していない個人又は法人

２　特定創業支援事業により支援を受けたことにより対象となる支援制度について

⑴　会社設立時の登録免許税の軽減措置

産業競争力強化法第113条第１項及び第114条第１項に規定する創業支援事業計画の認定を受けた市区町村において会社を設立する場合は、登録免許税の軽減措置を利用することができます。

※　なお、認定創業支援事業計画の計画期間が終了した市区町村で会社を設立する場合、交付対象者は登録免許税の軽減措置が利用できません。

①　会社設立時の登録免許税の軽減措置が利用できる対象者は、次のとおりです。

⒜　創業を行おうとする方⇒　事業を営んでいない個人

⒝　創業後５年未満の方⇒　事業を開始した日以後５年を経過していない個人

※　既に会社を設立した方が組織変更を行う場合は対象外です。

②　登録免許税の軽減措置の内容は、次のとおりです。

⒜　株式会社又は合同会社は、資本金の0.7％の登録免許税が0.35％に減免されます（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額６万円の場合は３万円減免されます。）。

⒝　合名会社又は合資会社は、１件につき６万円の登録免許税が３万円に減免されます。

⑵　創業関連保証の特例

特定創業支援事業により支援を受けた方のうち、事業開始６か月前から創業後５年未満の方について、無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充し、事業開始の６か月前から支援を受けることが可能です。

①　創業関連保証の特例を利用できる対象者は、次のとおりです。

⒜　創業を行おうとする方⇒　事業を営んでいない個人

⒝　創業後５年未満の方⇒　事業を開始した日以後５年を経過していない個人又は法人

⑶　日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足

特定創業支援事業により支援を受けた方は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして、同制度を利用することが可能です。

なお、新創業融資制度は、創業前又は創業後税務申告を２期終えていない事業者が対象となります。